

横浜国立大学 教育学研究科教育実践専攻
修士学位論文に係る評価基準

1. 学位論文に係る評価基準

学位論文に係る評価に当たっての基準は、次のとおりとする。

- ① 学術論文としての体裁（問題、目的、方法、結果、考察、引用文献など）が整っていること
- ② 複数の実証的研究（データ）に基づいて執筆されていること
- ③ 文献レビューのみでなく学術研究として新規性を有すること
- ④ 論文として整合性があること
- ⑤ 資料やデータの整理と考察が十分であり、結論までの論述が論理的であること
- ⑥ 引用規則、研究倫理が守られていること

2. 審査委員の体制

学位論文審査委員会は、学位規則第12条の規定に基づき学位論文を提出した当該学生の指導教員及び関連する授業科目の教授2人以上又は学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上をもって構成する。ただし、教授会が必要であると認めたときは、関連する授業科目の教授2人以上のうち、1人は准教授をもって当てることができる。また、教授会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

3. 審査の方法

1年次に取り組んだコア科目「教育デザイン」における研究テーマを、2年次においてより高度化、深化、発展させる形で、各自「課題研究」に取り組み、修士論文の研究を完成させる。研究の成果については公表をするものとし、修了にあたっては、修士論文の研究に関して審査を受け、最終試験に合格することを要件とする。

教育デザインコースにおいては、修士論文は、学校教育との関連をもった教育科学、教科教育学、教科内容学のいずれかを軸とした研究とする。特別支援・臨床心理学コースにおいては、特別支援教育又は臨床心理学にかかわる研究とする。